



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 4 3 号

平成24年(2012年)11月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの所在地の変更について (長寿福祉課)	1
児童福祉法の規定による事業者の指定について (2件) (障害福祉課)	1
障害者自立支援法の規定による事業者の指定について (2件) ( " )	2
道路の供用の開始について (道路管理課)	3
兼用工作物の管理の方法を定めたことについて ( " )	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定について ( " )	4

公 告	ページ
予防接種を行うことについて (健康総務課)	4
土地区画整理組合の定款の変更の認可について (市街地再生課)	11
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について ( " )	11
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	12
<b>教育委員会告示</b>	
平成25年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	12
<b>消防局公告</b>	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	16

## 告 示

### ●金沢市告示第271号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第7項において準用する同法第69条の14第2項の規定により、地域包括支援センターの設置者から当該地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、同法第115条の46第7項において準用する同法第69条の14第3項の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

設置者の名称	地域包括支援センターの名称	地域包括支援センターの所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
医療法人積仁会	金沢市地域包括支援センターながさか	金沢市長坂町チ15番地	金沢市泉野出町1丁目22番26号	平成24年9月18日

### ●金沢市告示第272号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102145	放課後倶楽部フロンティア	金沢市長町1丁目4番11号	特定非営利活動法人アスペの会石川	金沢市長町1丁目4番11号	放課後等サービス	障害児(自閉症スペクトラム)	平成24年10月1日

## ●金沢市告示第273号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102117	相談支援事業所「きずな」	金沢市彦三町2丁目12番12号	社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会	金沢市高岡町7番25号 松ヶ枝福祉館	知的障害のある児童	平成24年7月1日
1770102133	すずらん相談支援	金沢市西念2丁目1番39号 パークサイドレジデンス金沢101号	株式会社すずらん	金沢市長田2丁目14番4号	特定無し	平成24年8月1日

## ●金沢市告示第274号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項及び第51条の17第1項第1号の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730103684	すずらん相談支援	金沢市西念2丁目1番39号 パークサイドレジデンス金沢101号	株式会社すずらん	金沢市長田2丁目14番4号	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援	特定無し	平成24年8月1日

## ●金沢市告示第275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定 年月日
1730103668	相談支援事業所「きずな」	金沢市彦三町2丁目12番12号	社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会	金沢市高岡町7番25号 松ヶ枝福祉館	計画相談支援	知的障害のある児童	平成24年7月1日

### ●金沢市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

路 線 名	区 間	供用開始日
2 級 幹 線 340号 上 辰 巳 熊 走 線	上 辰 巳 町 拾 貳 字 21番 3 先から 相 合 谷 町 八 12番 1 先まで	平成24年11月4日

### ●金沢市告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

#### 1 兼用工作物

2 級幹線340号上辰巳熊走線と二級河川犀川右岸管理用道路、辰己ダム天端道路及び辰己ダム天端道路左岸取付道路とが相互に効用を兼ねる部分

#### 2 兼用工作物の位置

犀川 右岸 金沢市上辰巳町拾貳字37番1 地先から  
左岸 金沢市相合谷町八12番1 地先まで  
延長 402メートル

#### 3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（右岸管理用道路兼用区間及び左岸取付道路兼用区間においては路盤までの部分をいい、天端道路兼用区間においては表層部分をいう。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

#### 4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

#### 5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについてはダム管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

●金沢市告示第278号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
一級幹線	1級幹線68号 下堤・大手町線	大手町21番先から 大手町341番1先まで	平成24年11月1日
一般市道	東山1丁目線8号	東山1丁目74番先から 東山1丁目291番先まで	平成24年11月1日
一般市道	丸の内線2号	丸の内8番先から 丸の内17番1先まで	平成24年11月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 ・不活化ポリオ 第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年11月1日から 平成25年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
市原 強	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地

安藤 明	あんどう内科医院	金沢市上荒屋6丁目521番地
関 秀俊 駒井 清暢 高橋 和也 大野 一郎 石田 千穂 田上 敦朗 辻 隆範 丸箸 圭子 脇坂 晃子 中村 奈美 山田 晋也 本崎 裕子 野崎 一朗 池田 篤平 藤木 俊寛 中村 太地 高木 万里 濱口 毅 八田 順子	独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町二73番地1
堀田 成紀 今西 洋介 白橋 徹志郎 岩崎 秀紀 中田 裕也 北野 裕之 西尾 夏人 南部 早和 南部 旨利 久保 実 河畑 孝佳 高畠 琢磨 木田 綾子 上野 康尚	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地
伊藤 茂 伊藤 恵子	伊藤医院	金沢市森山2丁目19番28号
伊與部 尊和	いよベクリニック	金沢市小坂町南675番地
上野 桂一	上野医院	金沢市小立野3丁目14番5号
江守 巧	江守クリニック	金沢市割出町709番地1
大野 高史	おおのこどもクリニック	金沢市荒屋1丁目88番地
大野 秀棋	大野内科医院	金沢市中央通町11番5号
岡本 力	岡本小児科医院	金沢市入江1丁目616番地1
小竹 要	小竹内科医院	金沢市南森本町チ67番地1
加藤 彰一	加藤小児科医院	金沢市入江1丁目113番地
太田 和秀 水野 和徳 酒詰 忍	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号

井上 巴香 前馬 秀昭 山宮 麻里 福田 正基 千田 裕美 村岡 正裕		
長沖 武	金沢社会保険病院	金沢市沖町八15番地
瀬野 晶子	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号
丸山 繁	金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号
橋本 浩之	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地
谷内江 昭宏 太田 邦雄 和田 泰三 西村 良成 笠原 善仁 新井田 要 東馬 智子 清水 正樹 岡島 道子 斉藤 剛克 三谷 裕介 井上 雅之 荒木 来太 前田 顕子 黒田 文人 黒田 梨絵 前馬 秀昭 横井 彩乃 馬瀬 新太郎 上野 和之 小幡 美智 橋田 暢子 高木 万里 岩崎 秀紀 石川 さやか 篠崎 絵里 中山 祐子 中村 太地 藤木 俊寛	金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号
小林 泰 太田 邦雄 西村 良成 斉藤 剛克 杉本 直俊	金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号
黒瀬 亮太	金沢ホームケアクリニック	金沢市大友1丁目102番地
加畑 寿明	かばた医院	金沢市長土堀3丁目7番5号
野崎 外茂次	きたまちクリニック	金沢市駅西本町6丁目1番3号

加藤 修	クリニック杜の里	金沢市もりの里2丁目140番地
山田 優子 河野 晃 三上 真理子 高村 昭輝 岩井 里枝子 武石 大輔	健生クリニック	金沢市平和町3丁目5番2号
小浦 隆義	小浦内科医院	金沢市畝田中1丁目59番地
小坂 牧子	小坂医院	金沢市涌波4丁目6番22号
小坂 星太郎	小坂内科クリニック	金沢市石引1丁目7番11号
紺谷 真	紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畝田東2丁目125番地
近藤 邦夫 御館 靖雄	近藤クリニック	金沢市木越町ト9番1号
近藤 俊彦	近藤内科医院	金沢市西金沢3丁目145番地
坂本 茂夫	さかもと内科クリニック	金沢市古府2丁目52番地
相良 宝作	相良内科医院	金沢市小将町3番2号
春藤 俊一郎 春藤 麻子	春藤医院	金沢市広岡1丁目1番8号
河野 晃 松本 一郎 三上 真理子 武石 大輔 岩井 里枝子 石飛 晋 大澤 亮 富永 さやか 大下 陸郎	城北診療所	金沢市京町23番5号
河野 晃 松本 一郎 三上 真理子 武石 大輔 岩井 里枝子 石飛 晋 大澤 亮 富永 さやか	城北病院	金沢市京町20番3号
宮本 正俊 井上 雅之	杉浦クリニック	金沢市光が丘3丁目268番地
杉原 範彦	杉原沼田クリニック	金沢市末町16の20番地1
北岡 千佳 横井 章乃 高 儀容 小栗 真人 山下 陽子	鈴木レディスホスピタル	金沢市寺町2丁目8番36号
世良 憲正	世良こどもクリニック	金沢市泉野町6丁目8番4号
高橋 謙太郎	高橋小児科医院	金沢市彦三町1丁目13番28号
高松 靖	内科高松医院	金沢市蚊爪町イ136番地
田丸 忠良	田丸小児科医院	金沢市小金町6番3号

田丸 陽一		
土谷 保	土谷内科医院	金沢市桜町19番10号
洞庭 賢一	洞庭医院	金沢市広岡1丁目12番5号
笠田 篤郎		
永田 巽	永田小児科医院	金沢市窪5丁目630番地
中村 喜久	中村医院	金沢市黒田1丁目188番地
半井 孝幸	なからい小児科クリニック	金沢市田上第5土地区画整理地10街区1番地
西田 直巳	西田小児科医院	金沢市富樫1丁目2番20号
額 修	額小児科医院	金沢市粟崎町2丁目342番地1
林 律子	のぞみ小児科医院	金沢市八日市4丁目373番地
野村 泰三	のむらクリニック	金沢市疋田2丁目144番地
野村 隆子		
木下 勝	花園医院	金沢市今町水39番地
濱田 誠人	はまだクリニック	金沢市三池栄町71番地
濱田 和		
林 幸子	林小児科医院	金沢市長坂台4番3号
平松 博	平松医院	金沢市横川5丁目268番地
平松 昌司		
藤澤 裕子	ふじさわ眼科小児科クリニック	金沢市泉野出町3丁目3番25号
酒井 美智子	舞クリニック	金沢市三口町土377番地
前川 信政	前川医院	金沢市堅田町乙132番地1
松田 悟	松田小児科医院	金沢市片町2丁目13番13号
武田 万里子		
松田 芳郎		
松原 一夫	松原内科小児科医院	金沢市額乙丸町二54番地3
丸山 博昭	丸山こどもクリニック	金沢市藤江北4丁目202番地
丸山 佳代子		
丸山 浩巳	まるやま小児科クリニック	金沢市上安原2丁目221番地
水口 雅之	水口内科クリニック	金沢市鞍月5丁目219番地
前川 実生		
水野 徳美	水野小児科医院	金沢市寺中町水46番地
三宅 靖	三宅医院	金沢市福久1丁目95番地
村上 英徳	村上内科クリニック	金沢市松村1丁目145番地
村田 明聰	村田キッズクリニック	金沢市高尾南3丁目111番地
藤多 いつわ		
村田 祐一	むらた小児科医院	金沢市寺中町ト5番地
森田 正人	森田医院	金沢市森山1丁目1番22号
山口 泰志	やまぐち内科クリニック	金沢市田上本町11街区3番地
横井 透	横井小児科内科医院	金沢市菊川1丁目10番3号
横井 彩乃		
米島 博嗣	米島内科医院	金沢市東山2丁目16番3号
若狭 豊	わかさ内科クリニック	金沢市西念3丁目16番25号
小竹 巖	渡辺医院	金沢市石引2丁目7番4号
渡部 礼二	わたなべ小児科医院	金沢市泉本町5丁目5番1号
織田 英史	織田内科クリニック	白山市鶴来本町3丁目ヲ11番地
河合 博	かわい小児科医院	白山市安田町5番地
松本 昌史	川北こどもクリニック	白山市山島台1丁目1番1号



島田 敏實 加藤 貞人 谷内江 昭宏 和田 泰三 加藤 洋平 藤田 恭子 高山 輝彦	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地
南 聡 上田 典司	公立松任石川中央病院	白山市倉光3丁目8番地
斉藤 建二	斉藤小児科医院	白山市馬場2丁目16番地
南部 澄	なんぶこども医院	白山市北安田西1丁目17番地
宮森 千明	三幸小児科医院	白山市三幸町38番地
武藤 一彦	むとう小児科医院	白山市宮永市町65番地2
浅井 恭一	浅井小児科医院	野々市市本町5丁目2番18号
小野木 豊	小野木医院	野々市市本町2丁目18番2号
喜多 徹	喜多内科医院	野々市市横宮町7番20号
熊谷 公利	熊谷クリニック	野々市市三納2丁目154番地
清水 喜一	清水こどもクリニック	野々市市上林4丁目509番地
辻川 弘子 竹中 哲郎	つじ川内科クリニック	野々市市位川251番地
中村 英夫	中村小児科医院	野々市市押野6丁目179番地
山本 達也	山本クリニック	野々市市新庄1丁目273番地
吉光 康平	吉光内科医院	野々市市田尻町2番地
岡田 直樹 佐藤 仁志 犀川 太 伊藤 順庸 小林 あずさ 柳瀬 卓也 向山 弘高 横井 章乃 玉貫 啓太 高 儀容 小栗 真人 藤木 拓磨 秋田 千里 北岡 千佳 山本 晃子 山下 陽子 堀 瑞子 伊川 廣道 河野 美幸 押切 貴博 安井 良僚 高橋 貞佳 岡島 英明 橘高 祐子	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

鬼頭 俊行		
紺井 一郎	紺井医院	河北郡内灘町緑台1丁目7番地
田中 博	田中医院	河北郡内灘町字向陽台2丁目224番地
茶谷 隆	茶谷医院	河北郡内灘町字西荒屋52番地
政岡 尚實 政岡 裕之	政岡医院	河北郡内灘町鶴ヶ丘4丁目1番265号
村田 健	村田医院	河北郡内灘町鶴ヶ丘2丁目8番地
太田 豊	おおたクリニック	河北郡津幡町字太田は112番地
酒井 章	酒井医院	河北郡津幡町字加賀爪水30番地
山田 燦	サンクリニックやまだ	河北郡津幡町字潟端461番地10
柴田 昌治	柴田クリニック	河北郡津幡町字加賀爪水286番地
井上 千佳子	松岡医院	河北郡津幡町越中坂90番地
高田 充彦 高田 芽衣子	宇野気医院	かほく市宇野気チ33番地16
沖野 栄蔵	沖野クリニック	かほく市高松ノ1番地11
北谷 秀樹	北谷クリニック	かほく市高松ア1番地1
紺谷 一浩	紺谷医院	かほく市木津へ12番地1
谷内 真由美	荒木病院	小松市若杉町95番地
岡本 正樹	岡本小児科クリニック	小松市沖町ツ16番地
上野 良樹 大月 哲夫 大月 幸 久保 達哉 佐藤 啓	小松市民病院	小松市向本折町水60番地
山本 昭	桃夭クリニック	小松市白江町八35番地
蓮井 正亮 蓮井 正樹	蓮井小児科医院	小松市竜助町105番地
正木 克治	正木小児科医院	小松市大和町93番地
山上 正彦	山上小児科クリニック	小松市日の出町1丁目128番地
多賀 千之	芳珠記念病院	能美市緑が丘11丁目71番地
吉田 均	よしだ小児科クリニック	能美市松が岡3丁目67番地
藤井 邦裕	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地
丸岡 達也	まるおかクリニック	鳳珠郡穴水町川島ろ5番地2
石田 茂雄 玉貫 啓太	公立羽咋病院	羽咋市の場町松崎24番地
轟 千栄子 中村 耕一郎	とどろき医院	羽咋市鶴多町切道8番地4
鬼頭 俊行 山下 陽子 向山 弘高	志賀クリニック	羽咋郡志賀町高浜町ヤの79番地1
柳瀬 卓也 中谷 茂和 伊藤 順庸 佐藤 仁志 牧 尉太 清水 吉晃 卯尾 真由加	恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地

向井 清孝 本多 由季恵 大阪 康宏 井ノ口 安紀 田村 祐大 中川 紀温 下崎 研吾		
和田 英男 岡本 浩之 黒田 梨絵 池野 郁	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4
佐原 博之 佐原 まゆみ 池崎 綾子 瀬島 照弘	さはらファミリークリニック	七尾市石崎町夕部13番地1
横井 彩乃 和田 英男	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町二部1番地1

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市野田土地区画整理組合	平成11年3月1日から平成25年3月31日まで	金沢市野田町イ、ロ、カ、コ及び丙並びに大桑町井の全部並びに野田町へ、ト、チ、ル、ワ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ソ、ム、野田山及び大鞍山、野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町丑並びに大桑町ノ、平、西ノ山及び中尾山の各一部	金沢市野田町ワ23番地1	平成11年3月1日	平成24年10月19日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成24年11月1日から同月29日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市野田土地区画整理組合	平成24年11月1日から同月15日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年11月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市若松町セ104番1、104番26及び104番28から104番30まで並びに104番25及び104番27の一部、若松町フ31番の一部並びに田上町ヲ76番1、76番14及び76番16並びに76番13及び76番15の一部	白山市北安田町548番地2 社会福祉法人 佛子園 理事 雄谷 良成	道路 金沢市若松町セ104番28から104番30まで及び104番27の一部並びに田上町ヲ76番14及び76番16

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第14号

平成25年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成24年11月1日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

平成25年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

#### 1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成25年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

#### 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

#### 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。
- 4 志願変更
- (1) 志願の変更
- 入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続
- ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料(現金)を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。
- なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
- イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。
- ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。
- 5 出願及び志願変更等の期間
- (1) 入学願書受付期間
- 平成25年2月15日(金)から同月20日(水)まで
- ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。
- (2) 志願者数公表
- 平成25年2月20日(水)午後3時30分に、本校において行う。
- (3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)
- 平成25年2月25日(月)から同月27日(水)まで
- (4) 調査書等の提出期間
- 平成25年2月27日(水)から同年3月1日(金)まで
- なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成25年2月20日(水)及び同月27日(水)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。
- 6 入学者の選抜
- 入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。
- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。
- なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。
- 7 調査書
- 調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。
- 8 自己申告書
- 中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。
- なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。
- 9 学力検査等
- (1) 学力検査は、平成25年3月6日(水)及び同月7日(木)の両日、入学志願者の全員について本校において行

う。

- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月6日(水)	9:00 ~ 9:50	10:10 ~ 11:00	11:20 ~ 12:10
	国 語	理 科	英 語

\* 各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月7日(木)	9:00 ~ 9:50	10:10 ~ 11:00	11:15 ~
	社 会	数 学	面 接

\* 各教科100点満点（面接を除く。）

#### 10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成25年3月14日（木）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

#### 11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成25年1月7日（月）以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
- なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。
- なお、その出願期間は、平成25年2月25日（月）から同月27日（水）午後3時までとする。

#### 12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

#### 13 学力検査における特別措置

- (1) 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成25年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

#### 14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人

電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

## (2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成25年3月に県内の中学校を卒業見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

## (3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。  
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。  
なお、成績一覧表は、平成25年2月27日（水）から同年3月1日（金）までに本校校長に提出すること。

## (4) 出願期間

- 出願受付期間は平成25年1月31日（木）から同年2月4日（月）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。  
なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

## (5) 面接

- ア 面接は、平成25年2月7日（木）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9 : 00 ~ 9 : 30	9 : 30 ~ 9 : 45	10 : 00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

## (6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

## (7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- ア 平成25年2月13日（水）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成25年2月13日（水）に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

## (8) 合格者の発表

- 合格の内定を得た者について、平成25年3月14日（木）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

## (9) 選考に漏れた者の取扱い

- 選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成25年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

## 15 その他

- (1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成25年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成25年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成25年度石川県公立高等学校推薦

入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、返信用封筒(角形2号)に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校(石川県金沢市畝田東1丁目1番地1)

電話(076)267-3101(郵便番号920-0344)

## 消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成24年11月1日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市中央消防署管轄区域及び金沢市駅西消防署管轄区域内  
(卯辰トンネル二期線 金沢市鈴見台1丁目入口から御所町出口まで)

日 時 平成24年11月8日(木) 午後2時から午後3時まで

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内(三小牛町地内)

日 時 平成24年11月11日(日) 午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内(安江町、磯部町及び南森本町地内)

日 時 平成24年11月11日(日) 午前10時から午前11時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内(大野町1丁目地内)

日 時 平成24年11月11日(日) 午前11時から午前11時30分まで

平成24年(2012年)11月1日 印刷

平成24年(2012年)11月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄